

なかよく みんな えがおで



広報

あなたと町を結ぶ

なみえ

5

2022

No.676

毎月1回1日発行



今月の表紙 なみえの春 つかまえた (4月13日 請戸川リバーライン)

- 2 副町長就任あいさつ／浪江駅周辺グランドデザイン基本計画住民説明会
- 3 令和3年度下半期財政状況
- 4 浪江町長一般選挙立候補予定者説明会／防災コミュニティセンター完成
- 5 浜通り連携協定サミットin浪江
- 6 保健だより
- 8 みんなでともに乗り越えよう／農業委員会だより／子育て広場
- 10 まちの話題／なみえ創成通信／なみえ新聞通信
- 13 法律知識
- 14 情報ぴっくあっぷ
- 24 連絡先一覧／なみえプロモーション課通信 vol.8

「新型コロナウィルス感染症」に
十分注意してください

「3つの密」を避け
「新しい生活様式」を
心掛けましょう



副町長就任の ごあいさつ



なる い あきら
浪江町副町長 成 井 祥

先の3月定例議会におきまして、議会の同意をいただき、4月1日付で副町長に就任しました成井祥と申します。豊かな自然にあふれ、人と人が温かくつながる浪江町で、これから仕事ができることを大変楽しみにしております。

私は平成13年に福島県庁へ入庁して20年。これまで商工労働や総務管理の部門を長く経験してまいりました。一原子力発電所事故発生後は、被災された中小企業の方々の事業再開のための補助事業や融資制度の創設に携わりました。こうした経験を活かしながら、これから国と町、県と町のパイプラインとして、積極的に調整を進めたいと考えています。

さて、東日本大震災から11年、浪江町の一部で避難指示が解除されてから5年が経過しました。昨年は、「交流拠点となる「道の駅なみえ」や「震災遺構浪江町

復興の動きを確かなものとしていくためには、町はもとより、国や県などを含めた関係機関が一丸となつて施策に取り組まなければなりません。

これから私は、吉田町長のもと、議会や佐藤副町長、職員らと力を合わせ、浪江町の復興のために誠心誠意、全力を尽くす所存でございますので、町民の皆さまのお力添えをよろしくお願い申し上げます。

立請戸小学校」、営農再開を後押しする「カントリーエレベーター」などが完成を迎えました。また、復興計画【第三次】がスタートし、「なみえ水素タウン構想」など産業の復興に向けた動きも進んでいます。

一方、いまだ多くの町民の方々が避難生活を余儀なくされており、医療の充実など生活環境の整備や地域産業の復興、帰還困難区域の再生など、乗り越えなければならない課題は山積しています。

浪江駅周辺 グランドデザイン基本計画 住民説明会

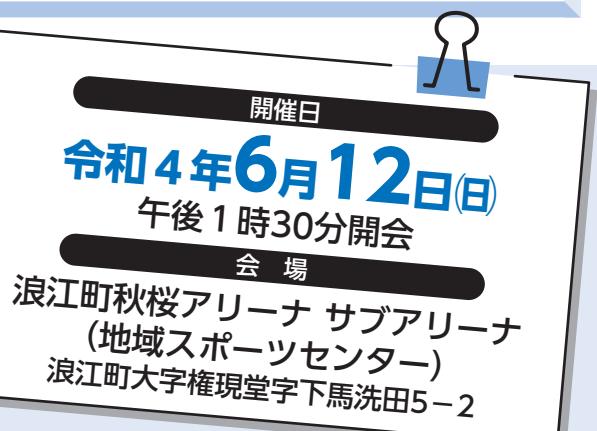
浪江駅周辺にぎわい創出を目的として、「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」を策定しましたので住民説明会を開催いたします。

説明会では、計画策定にご協力いただきました建築家の隈研吾氏、東京藝術大学の伊東順二氏、および住友商事株式会社の北島誠二氏に詳しくご説明いただきます。

浪江町の顔であります浪江駅前の新しい姿の基本計画ですので、ぜひご参加ください。

事前申込み制となりますので、同封の案内をご覧ください。

問 建設課中心市街地整備室 TEL 0240(34)0227



伊東 順二氏



隈 研吾氏

photo c J.C.Carbonne

財政状況をお知らせします

令和3年度下半期

令和3年度下半期は、町民の安全と安心を確保することを目的とし、災害時には避難所となる「防災コミュニティセンター」が竣工したほか、ふれあいセンターなみえ跡地への介護関連施設、地域の交流施設、子どもの屋内遊び場、屋外運動場の一体的な整備を進めました。各費目の最終予算額は以下のとおりです。

一般会計補正予算

歳 入

歳 出

区分	9月末予算額	3月までの補正額	予算総額	区分	9月末予算額	3月までの補正額	予算総額
1.町 税	11億6,634万2千円	1億8,805万7千円	13億5,439万9千円	1.議 会 費	1億2,262万1千円	△998万4千円	1億1,263万7千円
2.地 方 讓 与 税	1億987万2千円	0円	1億987万2千円	2.総 務 費	135億4,393万2千円	20億1,065万7千円	155億5,458万9千円
3.利子割交付金	36万4千円	0円	36万4千円	3.民 生 費	30億4,110万2千円	4億5,432万4千円	34億9,542万6千円
4.配当割交付金	150万7千円	0円	150万7千円	4.衛 生 費	16億8,721万9千円	△1億7,517万9千円	15億1,204万円
5.株式等譲渡所得割交付金	67万1千円	0円	67万1千円	5.労 働 費	1,509万8千円	0円	1,509万8千円
6.法人事業税交付金	1,484万円	0円	1,484万円	6.農林水産業費	38億398万6千円	△8億5,506万1千円	29億4,892万5千円
7.地方消費税交付金	3億2,634万8千円	0円	3億2,634万8千円	7.商 工 費	38億5,338万4千円	△3億4,038万7千円	35億1,299万7千円
8.環境性能割交付金	671万9千円	0円	671万9千円	8.土 木 費	30億9,362万9千円	△4億999万2千円	26億8,363万7千円
9.地方特例交付金	943万7千円	0円	943万7千円	9.消 防 費	21億5,613万7千円	△1億6,906万2千円	19億8,707万5千円
10.地 方 交 付 税	53億8,800万8千円	15億349万3千円	68億9,150万1千円	10.教 育 費	18億4,029万4千円	△7,422万9千円	17億6,606万5千円
11.交通安全対策特別交付金	62万5千円	0円	62万5千円	11.災害復旧費	2億6,895万8千円	△962万9千円	2億5,932万9千円
12.分担金及び負担金	785万3千円	0円	785万3千円	12.公 債 費	3億65万円	△138万7千円	2億9,926万3千円
13.使用料及び手数料	5,819万9千円	346万円	6,165万9千円	13.諸支出金	1千円	0円	1千円
14.国 庫 支 出 金	101億9,342万6千円	9億9,242万3千円	111億8,584万9千円	14.予 備 費	1億円	0円	1億円
15.県 支 出 金	30億8,490万5千円	△4億1,848万7千円	26億6,641万8千円	歳出合計	338億2,701万1千円	4億2,007万1千円	342億4,708万2千円
16.財 産 収 入	3,169万7千円	5,963万9千円	9,133万6千円				
17.寄 附 金	3,893万1千円	1,554万7千円	5,447万8千円				
18.繰 入 金	74億7,992万1千円	△16億6,202万8千円	58億1,789万3千円				
19.繰 越 金	2億126万7千円	0円	2億126万7千円				
20.諸 収 入	53億8,221万5千円	△716万9千円	53億7,504万6千円				
21.町 債	3億2,386万4千円	△2億5,486万4千円	6,900万円				
歳 入 合 計	338億2,701万1千円	4億2,007万1千円	342億4,708万2千円				

水道事業会計補正予算

区分	9月末予算額	3月までの補正額	予算総額
収益的	収入	4億1,504万4千円	1,905万8千円
	支出	5億820万円	139万7千円
資本的	収入	7億3,743万円	1,448万円
	支出	11億3,946万4千円	0円
			11億3,946万4千円

特別会計補正予算

区分	9月末予算額	3月までの補正額	予算総額
1.文化及びスポーツ振興育成事業	107万円	0円	107万円
2.國 民 健 康 保 険 事 業	37億2,515万1千円	1億9,177万1千円	39億1,692万2千円
3.国民健康保険直営診療施設事業	3億9,350万5千円	△1,670万3千円	3億7,680万2千円
4.公 共 下 水 道 事 業	4億2,939万1千円	2,452万4千円	4億5,391万5千円
5.工 業 団 地 造 成 事 業	603万9千円	0円	603万9千円
6.農 業 集 落 排 水 事 業	5,029万5千円	△201万7千円	4,827万8千円
7.介 護 保 険 事 業	29億8,126万6千円	△1億1,205万9千円	28億6,920万7千円
8.財 産 区 管 理 事 業	289万2千円	0円	289万2千円
9.後期高齢者医療事業	1億1,216万2千円	△1,323万1千円	9,893万1千円

問 企画財政課財政管財係 Tel 0240(34)0237

浪江町長一般選挙 立候補予定者説明会

浪江町長一般選挙（令和4年8月4日任期満了）に関する説明会を次のとおり開催します。
選挙の投票日や投票所は、決まり次第、選挙のお知らせやホームページなどでお知らせします。

立候補予定者説明会	日 時	場 所	内 容	その他の事項
	令和4年5月22日(日) 10時	浪江町役場本庁舎 2階 大会議室	立候補届手続、選挙供託、選挙運動、公費負担等	事前申込みは不要です。新型コロナウイルス感染症対策のため、1候補者につき2名までの出席とさせていただきます。

郵便等による不在者投票（身体に一定の重度障がいなどがある方）

投票時に必要なもの
「郵便等投票証明書」

対象者

次の①または②に該当する方
①身体障害者手帳、または戦傷病者手帳をお持ちの方のうち、特定の障がいがある方

②介護保険の被保険者証で「要介護5」と認定されている方

※障がい等がある方全員が対象にはなりません。対象になるかどうかは、浪江町選挙管理委員会へお問合せください。

手続き

①初めて利用される方

浪江町選挙管理委員会で登録手続きをしてください。登録された方には「郵便等投票証明書」が交付されます。

選挙がない時でも登録手続きはできます。証明書発行に時間がかかりますので、早めのお問い合わせ、お手続きをお願いします。
②これまでに利用されている方
「郵便等投票証明書」には有効期限があります。有効期限を確認し、早めの更新手続きをお願いします。

問 選挙管理委員会 TEL 0240(34)0235

防災コミュニティセンターが完成

4月3日(日)に、「防災コミュニティセンター合同竣工式」が執り行われました。本施設は、浪江、大堀、苅野、幾世橋地区に整備し、平時は町民の皆さまの交流の場として、災害時には避難所としての機能を有した施設となっています。施設を利用される方は、総務課防災安全係窓口までお越しください。



問 総務課防災安全係 TEL 0240(34)0229

浜通り連携協定サミット in 浪江を開催しました

令和4年3月29日に、浪江町地域スポーツセンターで、第1回浜通り連携協定サミットin浪江を開催しました。

サミットでは、これまでの活動の振り返りを行うとともに、本連携協定内容の役割に基づき、今後の浜通り地域のまちづくりに向け、決意を表した共同声明を発表しました。



問 企画財政課企画調整係 TEL 0240(34)0240

浪江町を中心に地域と共に持続可能なまちづくりに向けた活動を行ってきました。今回、連携を深め、福島県浜通りの共同声明発表を機に、さらに連携を深め、福島県浜通りが目指す未来のまちづくりに取り組んでいきます。

【これまでの取組】

①新たな移動手段となるモビリティサービスの構築

過疎地や復興地域における帰還・交流人口の増加に対応する持続的な公共交通サービスの構築、生活利便性の向上、さらに地域経済、産業の活性化に貢献する自由な移動

や物流手段の検証を行うため、デジタル技術や先進技術を活用し、令和3年11月から約3か月間、浪江町にてondemand配車サービスの実証や、令和4年1月から約1か月間、効率的な貨客混載の実証を行いました。

②再生可能エネルギーの利活用 低炭素化に向けた取組

全国8つの企業は、東日本大震災からの復興並びに浪江町、双葉町および南相馬市が目指す、夢と希望のある未来の“まちづくり”実現に向け、本連携協定を締結しました。先進技術やノウハウを共有し、再生可能エネルギーの利活用を加速させるためのRE100を目指す。

0化の実証として、令和4年1月から1か月半、「道の駅なみえ」にて再生可能エネルギーのみで町の公用車である電気自動車（EV）の充電を行うエネルギー・マネジメントシステムの検証を行いました。

③コミュニティ活性化と強靭化

連携協定各社が有するノウハウや取組、教育などの各種コンテンツを活用し、町が主催するイベントへの協力を通じて、コミュニティの活性化に貢献いただきました。

また、電気自動車からの電力供給、防災・減災に寄与する活動を通したまちの強靭化を目指し、電気自動車（EV）からの電力供給による町のイベント運営への協力や、環境技術に触れる体験教室を通じてコミュニティの賑わい、強靭化に貢献いただきました。

【連携協定 白自治体・企業】

双葉町・南相馬市・日産自動車株式会社・フォーアールエナジー株式会社・福島日産ス福島販売株式会社・イオン東北株式会社・日本郵便株式会社東北支社・株式会社長大・株式会社ゼンリン

ここから下は広告です。

定期予防接種

病気にかかりやすい子供にとって、予防接種は病気を未然に防ぐ有効な手段の一つです。対象年齢や接種間隔などを確認し、計画的に受けましょう。

▷接種方法

- 県内在住の人…予診票を発送しますので、健康係までご連絡ください。
- 県外在住の人…避難先の市区町村に問い合わせてください。

▷予防接種に行く前に確認しましょう

- ・予診票の記入はお済みですか。
- ・お子さんの体調は良いですか。
- ・予防接種の必要性、効果および副反応などを理解していますか。分からることは、事前に質問内容をメモしましょう。
- ・母子健康手帳を忘れずに持参しましょう。

◆◆令和4年度定期予防接種◆◆

ワクチンの種類	対象者	接種回数	標準的な接種月(年)齢・接種間隔
BCG	1歳未満	1回	生後5か月から8か月まで
四種混合	生後3か月以上 7歳6か月未満	1期初回：3回 1期追加：1回	生後3か月～12か月までの間に20～56日の間隔をおいて3回 初回終了後12か月以上18か月未満の間隔をおいて1回
二種混合	11歳～12歳	1回	小学校6年生
麻しん風しん	1歳以上2歳未満 幼稚園年長児に相当する年齢	1期：1回 2期：1回	1歳以上2歳未満 幼稚園年長児に相当する年齢
日本脳炎（※）	生後6か月以上 7歳6か月未満 9歳以上13歳未満	1期初回：2回 1期追加：1回 2期：1回	3歳から4歳までの間に6～28日の間隔をおいて2回 初回終了後、おおむね1年の間隔をおいて1回 9歳～10歳の間に1回
ヒブワクチン	生後2か月以上 5歳未満	接種開始が生後2か月以上 7か月未満の場合 初回：3回／追加：1回 接種開始が生後7か月以上 12か月未満の場合 初回：2回／追加：1回 接種開始が1歳以上 5歳未満の場合：1回	初回接種開始：生後2か月以上7か月未満 初回：生後12か月までに27～56日の間隔をおいて3回 追加：初回終了後7か月以上13か月未満の間隔をおいて1回
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月以上 5歳未満	接種開始が生後2か月以上 7か月未満の場合 初回：3回／追加：1回 接種開始が生後7か月以上 12か月未満の場合 初回：2回／追加：1回 接種開始が1歳以上 2歳未満の場合：2回 接種開始が2歳以上 5歳未満の場合：1回	初回接種開始：生後2か月以上7か月未満 初回：生後24か月までに27日以上の間隔をおいて3回 追加：初回終了後60日以上の間隔をおいて生後12か月～15か月の間に1回
B型肝炎（※）	1歳未満	3回	生後2か月に至った時から生後9か月に至るまでの期間 1回目と2回目は27日以上の間隔をおいて接種 3回目は、1回目から139日以上の間隔をおいて接種
水痘	1歳以上3歳未満	2回	1回目：1歳～15か月の間 2回目：1回目の接種終了後6か月以上12か月未満の間隔をおいて1回
子宮頸がん	サーバリックス ガーダシル	小学校6年生以上 高校1年生相当 (女性に限る)	1回目：中学校1年生 2回目：1回目の接種から1か月後 3回目：1回目の接種から6か月後 1回目：中学校1年生 2回目：1回目の接種から2か月後 3回目：1回目の接種から6か月後
ロタウイルス（※）	経口弱毒生ヒトロタウイルス 5価経口弱毒生ロタウイルス	生後6週以上 生後24週未満 生後6週以上 生後32週未満	2回 27日以上の間隔をおいて2回 3回 27日以上の間隔をおいて3回

※日本脳炎…平成12年4月2日～平成19年4月1日生まれの人に限り、20歳まで受けられます。

※B型肝炎…HBs抗原陽性の妊娠から生まれた乳児として、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与の全部または一部を受けた人は、定期予防接種の対象者から除く。

※【年齢計算】年齢の計算方法は法律により定められています。誕生日当日で1歳加算されるのではなく、誕生日の前日で加算されます。

新型コロナワクチン接種

12～17歳の方も3回目接種が受けられます。

- ▷対象者 12～17歳
- ▷ワクチン ファイザー
- ▷接種回数 1回
- ▷用法・用量 1回あたり0.3mlを筋肉内に注射する

※接種会場および予約方法などは、居住先（避難先）自治体により異なります。

保健だより



問 健康保険課健康係 電 0240(34)0249

子宮頸がん 予防ワクチン接種の 積極的勧奨の再開

平成25年6月より積極的勧奨が控えられていきましたが、令和4年4月より積極的勧奨が再開されました。

定期接種の対象者以外でも、接種機会を逃した方に対し、キャッチアップ接種（接種機会を確保するための接種）を実施します。

▷定期接種

対象者：小学校6年から高校1年相当までの女子

案内送付時期：5月下旬頃

▷キャッチアップ接種

対象者：平成9年度～平成17年度生まれの女性

接種期間：令和4年4月～令和7年3月末まで（3年間）

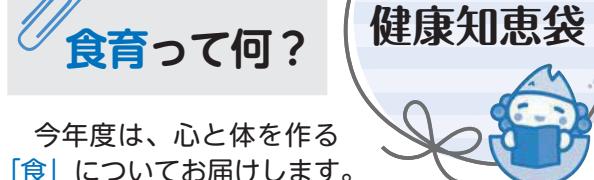
接種回数：3回（過去に当該ワクチンの接種歴がある場合は、残りの回数で差し支えない）

案内送付時期：7月頃

※償還払いについて

キャッチアップ接種の対象者のうち、定期接種を受けず、対象年齢を過ぎて、当該ワクチンの接種（2価、4価ワクチン）を、令和4年3月31日までに自費で受けた人に接種費用実費分の支給を行います。

申請には、①接種記録が確認できる書類（母子健康手帳や予診票の写し）、②領収書が必要となります。



食育って何？

今年度は、心と体を作る「食」についてお届けします。

毎月19日は「食育の日」ですが、「食育」って何でしょうか？

「食育」とは、生涯にわたって「食べる力」＝「生きる力」を育むことです。

私たちが育む食と未来について、食育推進基本計画が作成されています。

第1回目は、「みんなで楽しく食べよう」です。

コロナ禍により家族そろって食卓を囲む機会は少なくなりましたが、家族での食事は食事マナーや食文化、栄養バランスを考える良い機会となります。会話の時はマスクをつけるなど感染対策を行い、できるだけ「孤食」や「個食」を避けましょう。

今後も「食」の持つ様々な意味について紹介していきますので、一緒に考えていきましょう。



農林水産省 食育推進基本計画



5月と6月の かもめっ子クラブ

3日前までに電話で
お申込みください。

◆幾世橋防災コミュニティセンター（浪江町）

5月12日(木)・6月2日(木) 10時～

◆コスモスふれあいセンター（郡山市）

5月19日(木)・6月9日(木) 10時～

◆浪江町社会福祉協議会いわき事務所（いわき市）

(旧なみえ交流館1階)

5月26日(木)・6月16日(木) 10時～



みんなで ともに 乗り越えよう

農業委員会だより

令和4年度標準農業労働賃金協定表

令和4年度の標準農業労働賃金を以下のとおり設定しました。

料金は、あくまで目安ですので、頼む人頼まれる人が相談して決めてください。

【労働作業】(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

作業名	単位	作業単価(円)	摘要
一般作業	1日	7,200	1日8時間 1時間当たり900円(食事なし)

【請負作業】(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

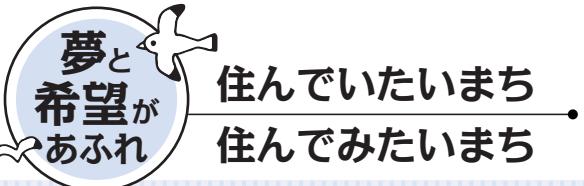
作業名	単位	作業単価(円)	摘要
耕起	ロータリー耕	一番耕	10a 5,000
		二番耕	10a 4,000
	プラウ耕	10a 7,000	耕うん深度は15cmを基準とする
機械によるくろぬり	1m	40	
植代かき	10a	6,000	2回かきを基準とする
機械田植	10a	7,000	側条施肥無しは1,000円減とする
機械による畦畔の草刈り	1時間	1,500	自走式は500円増しとする
トラクターによる草刈り	10a	7,000	畦畔、法面含む
コンバインによる刈取り	10a	15,000	粉運搬費については同地区内1,000円、地区外1,500円加算する
防除	動力散布機	10a 800	薬剤は委託者負担とする
	動力散布機	10a 3,800	薬剤は委託者負担とする
乾燥・調整(色彩選別含む)	30kg	800	飼料用米については700円とする
肥料散布	10a	1,500	
堆肥散布	10a	3,000	10aあたり1tを基準とし、積込み含む

※消費税抜きの金額となっています。

※30a以上の圃場整備完了田が基準となっています。

※上記に記載されていない作業、未整備田・特殊田については双方協議の下に決めてください。

問 農業委員会事務局(農林水産課内) TEL 0240(23)5706



なかよくみんなえがおの花咲くまちなみみえ

町が行っている取組についてお知らせします。

請戸住宅団地に自治会発足

●名 称 海の見える丘自治会

●会 長 舛倉 浩

請戸住宅団地(26戸)の自治会が発足しました。

4月3日に設立総会を行い、仲良く明るい団地を目指し運営していきます。

皆さま、どうぞよろしくお願ひします。

海の見える丘自治会長 舛倉 浩

問 住宅水道課住宅係 TEL 0240(34)0232

令和4年4月1日より 津島支所が再開しました

●場所の移転

以前の場所に代わり、令和4年4月より、つしま活性化センター(下津島字松木山22番地1)にて支所業務を行っています。

●業務時間

▷業務時間：月曜日～金曜日の8時30分～17時15分

▷閉 庁 日：土・日曜日/祝日/年末年始(12月29日～1月3日)

●窓口の体制

各種受付事務や証明書発行事務等は、通信設備の復旧が完了した後に、順次再開します。

●施設の利用等

令和4年3月16日の地震により、館内設備等に被害が出ている影響で、復旧が完了するまでの間、貸出等の対応はできません。館外および館内トイレは利用できます。

※閉庁日は館内トイレは利用できません。

問 浪江町役場津島支所 TEL 0240(34)2111(代)

※津島支所の固定電話の開通は6月になります。
それまでは代表電話にお問い合わせください。

子育て広場

子育てサロン 「ぽかぽかテラス」のご案内

町では、未就学児とその保護者を対象に、子育てサロン「ぽかぽかテラス」を開催しています。

昨年度は、「ハーバリウム体験教室」「マスクスプレー作りとハンドマッサージ」「栄養士の食育講話」「音の出るおもちゃ作り」など、親子で一緒に楽しめるものから、保護者の皆さんのおしゃべりや子育てのヒントとなる企画を実施し、多くの参加がありました。

今年度も全7回(5月25日(水)、6月22日(水)、7月25日(月)、8月31日(水)、9月21日(水)、10月19日(水)、11月16日(水))の開催を予定しています。

町の保育教諭と一緒に手遊びや触れ合い遊びをしたり、保護者同士の交流を図る場を設けたりするなど、皆さんのが楽しめる企画を考えています。ぜひ、気軽に遊びに来てください。たくさんの参加をお待ちしています。

第1回 子育てサロン 「ぽかぽかテラス」 のご案内

- 日 時 5月25日(水) 10時～11時30分
- 場 所 浪江町役場 3階 301会議室
- 内 容 「マスキングテープでフォトフレームをDIY」
- 申込方法 5月19日(木)までに電話で申し込んでください。



問 浪江にじいろこども園 TEL 0240(25)8619

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)から皆さんへ

「東京電力から示された金額では納得できない」など、原発事故による損害賠償請求において困っている人を対象に、中立・公平な国際機関「ADRセンター」が無料で仲介します。

TEL 0120(377)155(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)10時～17時)

《和解事例》浪江町から避難した申立人ら(父母及び子2名)のうち、母及び子2名について、子1名が発達障害等を有すること、原発事故後に母ともう1名の子が精神疾患に罹患したこと、また、このような状況において母が子2名の面倒を見たことや、実両親及び義両親の介護を行ったこと等を考慮して、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、平成23年3月から平成27年7月まで、当時の状況に応じて月額3万円から9万円(合計312万円)の賠償が認められた。

【公表番号1755・令和3年3月30日成立】

《和解事例》浪江町から避難した申立人ら(父母及び子2名)について、申立人らの間で別離が生じたことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで、成人間のみの別離であった期間も含め、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、世帯全体として月額3万円の賠償が認められた。

【公表番号1761・令和3年5月10日成立】

問 総務課賠償支援係 TEL 0240(34)4638

入園式・進級式が行われました

4月7日、浪江にじいろこども園において、入園式・進級式が行われました。新園舎が完成し、新入園児7名を迎えて32名の元気な園児と新たなスタートを切ることができました。



問 浪江にじいろこども園 TEL 0240(25)8619

小中学校教職員離任式・着任式

浪江町役場にて、3月29日に小中学校教職員の離任式、4月1日に着任式が行われました。離任した先生方の更なるご活躍をご期待しています。また、新たに着任された先生方の知識や経験を生かし、地域の皆さんと一緒に子供たち一人一人が輝く教育活動に取り組んでいきます。

問 教育委員会事務局学校教育係 TEL 0240(34)5710



消防団幹部に辞令交付

4月3日、浪江防災コミュニティセンターにおいて、浪江町消防団幹部辞令交付式・町有財産交付式が行われました。式では、新たに幹部となる昇級者に辞令が交付されたほか、消防団第1分団、第4分団および第5分団へ消防車両各1台が交付されました。



問 総務課防災安全係 TEL 0240(34)0229

「防犯見守り隊」委嘱状交付式

3月30日、浪江町地域スポーツセンターにおいて、令和4年度の防犯見守り隊員に委嘱状が交付されました。

総勢47人の隊員が、今年度も引き続き、住民の安全・安心につながるよう防犯活動を行います。



問 総務課防災安全係 TEL 0240(34)0229

なみえ創成小・中学校 合同入学式

4月6日、小学校4人、中学校3人の新入生を迎えて「合同入学式」が行われ、厳かな雰囲気の中、新入生たちは夢と希望を抱き真剣な態度で式に臨みました。



問 なみえ創成小学校 TEL 0240(23)5335
問 なみえ創成中学校 TEL 0240(23)5336

浪江にじいろこども園卒園式

3月18日、浪江にじいろこども園において、卒園式が行われました。卒園児4人は、保護者や先生が見守る中、園長先生から修了証書を受け取り、園でのおもいでを発表しました。式終了後、在園児と職員でお見送りをし、卒園を祝福しました。



おわかれのうた「ありがとう こころをこめて」



問 浪江にじいろこども園 TEL 0240(25)8619



なみえの春

4月10日、請戸川リバーラインの桜並木が見頃となりました。遊歩道には、澄んだ青空に映える満開の桜の写真を撮影する人や散歩に訪れる人たちの姿が見られました。



藤橋地域資源保存会（代表 林 浩二さん）は、震災以前から多面的事業支払交付金の補助金を活用し、地域の水路等の管理、法面の草刈り活動などに取り組んでいます。年々、増やしていく水仙は、毎年春に咲くよう冬に刈り取りを行い大切に育ててこられました。今年の水仙は、約2kmにわたり、これまでにもまして鮮やかに咲き誇り、地域を活性化させています。



おにぎり作り体験

4月4日、放課後子どもクラブの活動として「おにぎり作り体験」が行われました。今回は、春休み中の企画として開催され、町内で営業している「おむすび専門店 えん」の柄本あゆみさんが講師として、具材の特徴やおいしいおにぎりの握り方を説明しました。参加した子供たち11人は、好きな具材のおにぎりを作り、「おいしかった、おうちでも作ってみたい」と話していました。



体験の様子はこちら
町公式 YouTube
「なみえチャンネル」



おにぎりの作り方を教わる

問 教育委員会事務局学校教育係 TEL 0240(34)5710



なみえ創成通信

学校の基本理念 子どもたちの生きる力と夢を育み、地域の未来を切り拓く学校

3月11日(金)

中学校卒業証書授与式

卒業生の杉山梨乃さんから「2年生の2学期に、なみえ創成中学校に転校してきました。今まで教室にびっしりあった机がたった一つしかないのを見て、2年生は私一人ということを実感し、新しい環境に慣れるのか不安な気持ちになりました。しかし、そんな私に先生方や行事で関わった地域の皆さんは、優しく声をかけてくださいました。そして、全校生徒6人だからこそ、学年関係なくみんな仲が良かったので、早く慣れることができました。

「私を今日まで導いてくださったすべての方に感謝を申し上げます。」と別れの言葉がありました。



新たな旅立ちに向けて

3月23日(水)

小学校修了・卒業証書授与式

卒業生の戸川景斗さんから「在校生の皆さん、ありがとうございます。力強い言葉に励まされ、僕は卒業します。いつも暖かい眼差しで励ましてくれたお父さん、お母さん、優しい言葉をかけてくださった地域の皆さん、学ぶことの楽しさと厳しさ、人を思いやる優しさを教えてくださった先生方、本当にありがとうございました。皆さんとの思い出は、大切な宝です。」と別れの言葉がありました。



なみえ創成小学校・中学校ブログ

なみえ創成

検索

問 なみえ創成小学校 TEL 0240(23)5335 問 なみえ創成中学校 TEL 0240(23)5336

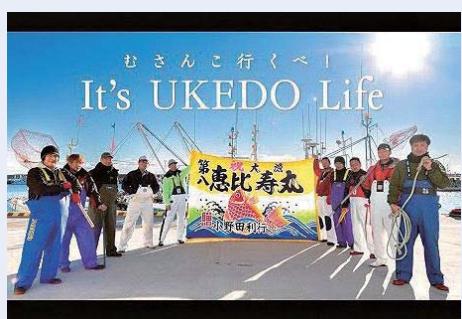
なみえ新聞

通信

『なみえの今、を動画で分かりやすく! 「なみえチャンネル」は毎週更新中です

町公式YouTubeチャンネル「なみえチャンネル」では、浪江町のニュースやグルメ情報、町で活動している事業者などを、動画共有アプリ「YouTube」で分かりやすくお伝えしています。配信された動画はパソコンやスマートフォンなどから見ることができます。

おすすめ動画 「請戸漁港 PR 動画」



請戸漁港は、昨年復旧工事が完了しました。迫力のある映像とともに、漁師や仲買人、料理人の皆さんの「請戸もの」復活にかける想いを伝えます。

動画は、それぞれの紹介動画3本、ドローン空撮動画1本が公開されています。



なみえチャンネルを見る方法

なみえ新聞から

なみえ新聞の上部にある赤いボタン「おもしろ」の記事の中にあります。



YouTubeから

アプリ「YouTube」を開き、検索欄で「なみえチャンネル」と入力。今まで配信してきた動画が表示されます。



なみえチャンネル 請戸漁港 PR 動画 で検索

問 企画財政課情報統計係 TEL 0240(34)0241

いつか役に立つ

法律知識

No.63

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 大橋 征平

総務課 主幹

(所属：福島県弁護士会)

Q

日々、再婚する予定です。私には、小学1年生の息子がいます。再婚する際、息子と相手との養子縁組をした方がよいのか迷っています。相手からどちらでもよいと言われています。養子縁組した方がよいのでしょうか。



A

まず、縁組の手続きについて簡単に説明しますが、養子となる者が15歳未満の場合、法定代理人が縁組の承諾をすることになっていますので、養子縁組届を相談者が記載して養子縁組を行うことになります。

次に、養子縁組をするとどのような効力が発生するのかについて説明します。

養子縁組を行うと、養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得することになります。法律上は、実子と同じ扱いになります。なお、普通養子縁組の場合、養子縁組したとしても実親子関係が無くなる訳ではなく、元の配偶者と息子さんの親子関係は残ります。

養子が未成年のときは、養親の親権に服することになります。つまり、再婚相手と養子縁組する場合、再婚相手が息子さんの親権を持つことになります。今回は、親の一方が実親で他方が養親となります。この場合でも、実親及び養親が共同親権者となり、息子さんことは二人で決めていかなければならなくなります。

また、養親と養子との間には扶養の関係も生じることになります。再婚相手も息子さんを扶養する義務を負うことになります。これに関連して問題となるのが、養育費の減額です。もし、再婚相手と養子縁組をする場合、第一次的には再婚相手と相談者とで扶養義務を負うことになるため、原則として、元の配偶者に養育費を請求することができなくなります。

さらに、養親と養子との間には相続の関係も生じることになります。再婚相手と息子さんが養子縁組をして初めて、息子さんは再婚相手の相続人となります。

また、養子縁組を行うと、養子は、養親の氏を称することになります。もし、再婚を機に、相談者が氏を再婚相手の氏に変える場合、息子さんの氏と相談者の氏が異なってしまうことになります。それを避けたい場合には、養子縁組をするというのが一つの方法になります。なお、息子さんと氏を揃える方法は、養子縁組だけではありませんので、氏を変えるためだけに無理に養子縁組をする必要はありません。

養子縁組には上記のような効果があります。それを考慮して、養子縁組をするかどうか決めてください。

ここから下は広告です。

ぴっくあつふ

福島県沖地震 (令和4年3月16日)の 罹災証明書の申請

令和4年3月16日の福島県沖地震の罹災証明書の申請を役場住民課、二本松・福島・いわき市の役場出張所窓口または郵送で受け付けています。

申請書は、各窓口に備え付けのものをご使用いただけます。(遠方の場合などは、郵送でお送りしますので下記までご連絡ください)

申請は、お早めにお願いします。

※罹災証明書は、災害による住家の被害の程度を調査判定し、発行する証明書です。

※町外の住家等の場合は、家屋が所在する市町村にご相談ください。

問 住民課税務管理係 **Tel** 0240(34)0223

**令和4年
福島県沖地震住宅
応急修理**

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、町内にある現在お住いの住宅が準半壊、半壊、中規模半壊または大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急修理を町が実施します。※応急修理とは、災害で被災した住宅の修理を町が業者に依頼し、費用を直接業者

に支払う制度です。
対象者
次のすべての要件を満たす世帯
・町が実施する住宅被害調査により準半壊、半壊、中規模半壊または大規模半壊の判定を受けた世帯
※当該災害により住家が被災し、そのままでは住むことができない状態であること。ただし、対象者が住宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、応急修理の対象となります。応急修理を行うことによつ

て避難所等への避難を要しなくなる世帯
・応急仮設住宅等を利用しない世帯
応急修理の範囲
屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行う必要がある部分に限ります。
※令和4年福島県沖地震による被害と直接関係があり、6月15日(水)までに完了する修理が対象です。
※空き家・家電製品は対象外です。
※すでに業者への支払いが済んでいる場合は対象外です。

対象者
浪江町に住民登録のある子供が避難先の保育所などで常時保育を受けていて、その保育料を支払っている保護者
対象施設
認可保育所、認可外保育施設、認定こども園の保育所または保育所機能施設
対象となる保育料
令和3年10月分から令和4年3月分の基本月額保育料(延長保育料、一時保育料、食費などを除く)
提出書類
・東日本大震災に伴う保育料助成申請書
・保育料の領収書(原本)
・振込先通帳の写し
・通園証明書(上半期申請時から転園した場合)
※申請書類は、令和3年度上半期分を申請した人・新たに連絡のあった人に3月下旬に送付しています。なお、新たに該当すると思われる人は連絡してください。

整形外科の診療について
浪江診療所では、東北大学病院のご協力を得て、下記日時で整形外科の診療を行います。
診療日時:毎週木曜日
受付時間:8時30分~15時30分
問浪江診療所 **Tel** 0240(23)6173

避難先の保育所などに入所している子供の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の助成を行います。

保育料を助成します

申・問 教育委員会事務局子育て支援係 **Tel** 0240(34)0252
提出期限 5月31日(火)

ここから下は広告です。

お知らせ

**がんばる浪江町!
プレミアム付商品券**

販売開始予定
6月11日(土)

△プレミアム付商品券を購入できる人
・商品券購入時点で浪江町に住民登録がある人
・平成23年3月11日時点で浪江町に住民登録があつた人
・右記以外の人で、町内の事業所などに勤務(勤務先の証明が必要)している人
△プレミアム率(50%)

△支給概要
令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響
付金(家計急変世帯)

TEL 0240(34)0247
申・問 産業振興課商工労働係
△商品券が使える店
町内で事業を開始している「取扱店」で使用できます。
△支給額
1万円券(30枚つづりで一枚つづりで1万円)
△一人当たりの購入上限額
500円券(30枚つづりで1万円で7万5,000円分買物ができます)
△支給概要
令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響
付金(家計急変世帯)

TEL 0240(34)0247
申・問 産業振興課商工労働係
△支給額
1万円券(30枚つづりで1万円で7万5,000円分買物ができます)
△支給方法
申請が必要です。介護福祉課福祉係までお問い合わせください。
△申請期限
【令和4年9月30日必着】
TEL 0240(34)0238
申・問 介護福祉課福祉係
△受給方法
申請が必要です。介護福祉課福祉係までお問い合わせください。
△支給額
1世帯当たり10万円
△申請期限
【令和4年9月30日必着】
TEL 0240(34)0238
申・問 介護福祉課福祉係
△受給方法
申請が必要です。介護福祉課福祉係までお問い合わせください。
△支給額
1世帯当たり10万円

△補助対象経費および補助額
次の①と②に該当する場合、購入額の3分の2(上限10万円)を補助します。
補助対象者
町内で事業等を行っていること、または震災により避難先で事業等を再開していること
△申請の方法
①1点5万円以下、かつ総額5万円以上
②大堀相馬焼協同組合から購入前に大堀相馬焼協同組合から見積りを取ってから申請書を提出してください。
△申請の方法
①1点5万円以下、かつ総額5万円以上
②大堀相馬焼協同組合から購入前に大堀相馬焼協同組合から見積りを取ってから申請書を提出してください。

△補助対象経費および補助額
次の①と②に該当する場合、購入額の3分の2(上限10万円)を補助します。
補助対象者
町内で事業等を行っていること、または震災により避難先で事業等を再開していること
△申請の方法
①1点5万円以下、かつ総額5万円以上
②大堀相馬焼協同組合から購入前に大堀相馬焼協同組合から見積りを取ってから申請書を提出してください。

△申請の方法
①1点5万円以下、かつ総額5万円以上
②大堀相馬焼協同組合から購入前に大堀相馬焼協同組合から見積りを取ってから申請書を提出してください。

+ 浪江診療所 のお医者さん

問 浪江診療所 **Tel** 0240(23)6173

■診療受付 8時30分~11時30分
13時30分~15時30分
■場 所 浪江町役場本庁舎北西側
■診療体制 本田医師(常勤)…月~金曜日(内科)
非常勤医師…月曜日(内科)
…木曜日(整形外科)
※祝日・年末年始を除く
(医師の都合により変更あり)
■診療内容 内科・外科・整形外科

+ 仮設津島診療所 のお医者さん

問 仮設津島診療所 **Tel** 0243(24)1431

■診療受付 8時30分~11時30分
13時30分~15時30分
5月 2日(月) 関根
6日(金) 関根(午前)・玉井
9日(月) 関根
10日(火) 関根
11日(水) 関根・西
12日(木) 関根・今村(婦人科)
13日(金) 関根
16日(月) 関根
17日(火) 関根
18日(水) 関根・西
19日(木) 関根・木村(皮膚科)
20日(金) 関根(午前)・玉井
23日(月) 関根
24日(火) 関根
25日(水) 関根・西
26日(木) 関根・今村(婦人科)
27日(金) 関根
30日(月) 関根
31日(火) 関根
(医師の都合により変更あり)

令和4年度国民健康保険税・介護保険税の減免基準

▽ 国民健康保険税
令和3年度から引き続き、被保険者である世帯主が被災者（平成23年3月11日時点で、東日本大震災および原子力災害により、避難指示区域に指定された区域に住民登録がある人は減算した額が600万円以下の世帯、また、帰還困難区域に住民登録がある人は減免となります。

世帯に属する被保険者の令和3年中の基準所得額を合算した額があつた人）かつ、世帯に属する被保険者の令和3年中の基準所得額を合算した額が600万円以下の世帯、また、帰還困難区域に住民登録がある人は減免となります。

問 住民課税係

TEL 0240(34)0224

▽ 介護保険料

令和3年度から引き続き、被保険者が被災者（平成23年3月11日時点で、東日本大震災および原子力災害により、避難指示区域に指定された区域に住民登録があつた人）かつ、令和3年中の合計所得金額が633万円以下の人、また、帰還困難区域に住民登録がある人は減免となります。

問 介護福祉課介護係

TEL 0240(34)0226

「高齢者向け緊急通報システム」を貸出し

▽ 対象
浪江町に住民登録がある、おおむね65歳以上の単身世帯（日中一人の場合を含む）または高齢者夫婦世帯

▽ 対応地域
県内（携帯電話の電波が届く地域）

・見守りセキュリティ機器の貸出し
・通話による安否の確認
※料金は無料（当分の間）

申・問 介護福祉課介護係
TEL 0240(34)0226

国民健康保険加入者が交通事故などだけでがをしたときは

△ 対象
交通事故など、他人（第三者）の行為が原因でけがをしたとき、国民健康保険を使つてけがの治療を受ける場合は、届出が必要です。

△ 内容
原因となつた加害者が支払うべき医療費を国民健康保険が立て替えて支払い、後日、被害者に代わって、加害者に請求します。

△ 届出が必要な場合
・交通事故でけがをした時
・他人に暴力を振るわれた
・他人のペットに噛まれた

就職相談

△ 電話
TEL 0120(810)650
受付時間 平日9時～12時、
13時～16時30分

△ メール
ホームページの専用フォームから24時間受付中
(URL <https://fkkoyou.net/>)

行政区からのお知らせ 権現堂地内（1区～8区）の消毒散布を実施

5月と9月に、権現堂地内で消毒散布（ハエ・蚊などの駆除作業）を実施します。期間は1週間程度です。

なお、消毒散布は各区長とともに、皆さんの敷地内の下水掘などを消毒します。

天候、機材不良などにより中止になる場合もあるので、ご了承ください。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

《問合せ・連絡先》
権現堂1区区長 佐藤 秀三
TEL 090(2277)0601

△ 調査機関
福島県文化振興財団
遺跡調査部
TEL 024(534)2733
△ 調査箇所
浪江町大字高瀬字丈六地内
TEL 0244(23)0061

△ 調査機関
福島県文化振興財団
遺跡調査部
TEL 024(534)2733
△ 調査箇所
浪江町大字高瀬字丈六地内
TEL 0244(23)0061

特設人権相談開催のお知らせ

△ 場所
浪江町役場本庁舎1階
第一行政相談室
TEL 0240(34)4638

△ 開催日時
6月1日(水)10時～15時
(12時～13時を除く)

△ 場所
浪江町役場本庁舎1階
第一行政相談室
TEL 0240(34)0230

ここから下は広告です。

司法書士の無料相談会が開催

△ 示談は慎重に
加害者と示談で済ませた場合、国民健康保険を使えないくなってしまう場合がありますので、まずは、町に相談してください。また、示談した場合は、必ず示談内容がわかる書類の写しを提出してください。

△ 仕事中などにけがをした時
労働者災害補償保険を必ず使用することになります。勤務先に問い合わせてください。

△ 場所
浪江町役場本庁舎1階
第一行政相談室
TEL 0240(34)4638

△ 日時
5月19日(木)13時～16時

△ 場所
浪江町役場本庁舎1階
第一行政相談室
TEL 0240(34)4638

△ 開催日時
6月1日(水)10時～15時
(12時～13時を除く)

△ 場所
浪江町役場本庁舎1階
第一行政相談室
TEL 0240(34)0230

令和4年度自動車税種別割・軽自動車税種別割の納付

△ 納期限
令和4年5月31日(火)

△ 問合せ
相双地方振興局県税部課税
課間税チーム
TEL 0244(26)1127

△ 調査期間
4月下旬～6月中旬(予定)
※天候などにより期間が変動する場合があります。
△ 調査箇所
浪江町役場本庁舎1階
第一行政相談室
TEL 0240(34)0224

令和4年度個人住民税(町民税・県民税)のお知らせ

令和4年度個人住民税の納税通知書を下記のとおり送付します。

●給与特別徴収(給与天引き)の方

5月16日(月)に令和4年度個人住民税特別徴収税額通知書を納税義務者の勤務先へ送りますので、勤務先から通知書がお手元に届きます。令和4年6月から令和5年5月の12回に分割して納めさせていただきます。

●普通徴収の方

6月15日(水)に令和4年度個人住民税普通徴収税額通知書を納税義務者へ送ります。納付期限は次のとおりです。

全4期	納付期限
第1期	令和4年6月30日(木)
第2期	令和4年8月31日(水)
第3期	令和4年10月31日(月)
第4期	令和4年12月26日(月)

問 住民課課税係 TEL 0240(34)0224



よろしくお願ひします

令和4年度浪江町役場職員6人、任期付職員7人が採用されました。
また、他の自治体などから新たに24人、応援に来ていただいています。

町民の皆さん、よろしくお願ひします。

他自治体などからの応援職員



企画財政課
高橋 敏也
(福島県)



産業振興課
赤井 春菜
(福島県)



企画財政課
吉越 良智
(神奈川県)



企画財政課
玉根 吉正
(神奈川県)



住民課
中田 邦彦
(神奈川県)



産業振興課
室田 憲雄
(神奈川県)



産業振興課
高橋 道夫
(神奈川県)



産業振興課
赤穂 満
(神奈川県)



農林水産課
山岸 敏和
(神奈川県)



農林水産課
前田 一彦
(神奈川県)



農林水産課
石山 利信
(神奈川県)



住宅水道課
寺西 達生
(神奈川県)



建設課
木立 亨
(神奈川県)



建設課
岩澤 利之
(神奈川県)



建設課
川崎 俊介
(神奈川県)



建設課
加藤 裕二
(神奈川県)



建設課
村上 隆一
(神奈川県)



企画財政課
西條 健人
(東京都新宿区)



産業振興課
岡崎 博司
(東京都新宿区)



企画財政課
佐伯 雄治
(神奈川県横浜市)



農林水産課
千葉 省一
(神奈川県横浜市)



企画財政課
宮本 和人
(千葉県成田市)



産業振興課
木原 可南子
(岡山県赤磐市)



健康保険課
原田 大樹
(原安協)

新規採用職員



介護福祉課
川口 勇気



住民課
長峰 隼



健康保険課
三瓶 元子



教育委員会事務局
佐藤 千草



介護福祉課
齊藤 麻成



教育委員会事務局
坂本 貴光
(指導主事)

任期付職員



産業振興課
中村 尚



農林水産課
藤原 忠善



農林水産課
金子 泰杜



建設課
佐々木 太雅



介護福祉課
荒 博史



教育委員会事務局
溢野 隆



教育委員会事務局
溢野 順子



服務の宣誓

ここから下は広告です。

ここから下は広告です。

町内空間線量測定結果

問 総務課防災安全係 Tel 0240(34)0229

原子力規制委員会のモニタリングポストが設置されていない地点の空間線量測定結果をお知らせします。
シンチレーション式サーベイメータにより、地上1メートル地点の測定値を掲載しています。

(単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$)

地区	測定地点	測定値
浪江	新町セブンイレブン付近	0.10
	常磐線陸橋東側	0.14
	常磐線陸橋西側	0.21
	川添字小丸田地内	0.38
	国道6号高瀬交差点付近	0.07
	高瀬字小高瀬迫地内	0.22
幾世橋	貴布祢	0.10
	北幾世橋字町尻地内	0.11
	北幾世橋字荒井前地内	0.14
	棚塙字弥平迫地内	0.09
	浪江にじいろこども園	0.07
	請戸橋南側	0.12
請戸	請戸漁港	0.08
	請戸小学校	0.09
	中浜消防屯所付近	0.06
	両竹消防屯所付近	0.09
	小丸字赤下地内	0.98
	小丸字三程地内	0.36

地区	測定地点	測定値
大堀	畠川集会所	0.43
	立野字根渡地内	0.33
	酒田町営住宅	0.29
	国道114号仙人沢トンネル南側	1.51
	室原字小萱地内	0.59
	室原字堀知木地内	0.51
	加倉ファミリーマート付近	0.61
	加倉ローソン付近	0.29
	藤橋字善明迫地内	0.12
	藤橋不動尊前	0.15
津島	津島字水境地内	0.56
	津島字仲野作地内	1.53
	津島字谷津地内	0.65
	上津島消防屯所	0.39
	浪江町役場津島支所	0.58
	赤宇木字門平地内	1.75
	亘曾根字尺石地内	2.24

*測定日は4月1日です。

自家消費食品などの放射能簡易分析結果

問 健康保険課放射線対策係
Tel 0240(34)0261

町は、自家消費食品などの安全・安心のため、食品中の放射能を測る機器を配備し、放射性物質の測定を行っています。

■3月の分析結果

全ての検体		基準値以上検出された検体		
区分	検体数	品名	基準値を超えた検体数	最大値(Bq/kg)*
野菜	2		0	
果実	1		0	
魚	0		0	
山菜、キノコ類	7		0	
米	0		0	
その他	0		0	
水(井戸水・湧水など)	0		0	
合計	10		0	

*基準値を超えた検体数が複数の場合は、数値の一番高いものを記載しています。

食品衛生法における基準値
(セシウム134、セシウム137の合算値)

- 一般食品……………100 Bq/kg
- 飲料水…………… 10 Bq/kg
- 牛乳、乳幼児用食品… 50 Bq/kg

※検出下限値25Bq/kgを超える検体の掲載は除いています。

正確な測定をするために、食品であれば500グラム以上、水であれば2リットル程度必要です。

※帰還困難区域以外のものを受付しています。

自家消費食品などの簡易測定は、浪江町役場本庁舎で随時受付しています。

検査受付は原則平日のみになります。

※採取地など詳しくは、町ホームページをご覧ください。

ここから下は広告です。

法務局からのお知らせ

相続した未登記建物の登記について

Q 亡くなった親が建てた建物が未登記の場合はどのような手続をすればよいですか？

A 相続人が一人の場合は相続人であることを証明する書類、例えば戸籍謄本等を添付して建物表題登記の申請をします。相続人が数名いる場合は、相続人全員又は建物を相続した相続人から建物の表題登記を申請します。この場合、公正証書や遺産分割証明書等、相続を証明する書類を添付して登記の申請をすることになります。それ以外にも親が建物の所有者であることの証明も必要になります。

なお、ご不明なときは最寄りの法務局や土地家屋調査士にご相談ください。

【福島地方法務局の所在地と電話番号】(お近くの法務局にご連絡ください。)

本局(不動産登記部門)	福島市霞町	Tel 024(534)2045
相馬支局	相馬市塙ノ町一丁目	Tel 0244(36)3414
郡山支局	郡山市希望ヶ丘	Tel 024(962)4505
白河支局	白河市郭内	Tel 0248(22)1207
若松支局	会津若松市追手町	Tel 0242(27)1501
いわき支局	いわき市平字堂根町	Tel 0246(23)1729
二本松出張所	二本松市若宮二丁目	Tel 0243(22)2617
田島出張所	南会津町田島字寺前	Tel 0241(62)0249
富岡出張所	富岡町小浜	Tel 0240(22)3052

【福島県土地家屋調査士会】

Tel 024(534)7829

避難先でもマイナンバーカードの申請が出来るの？

マイナンバーカードの申請には、申請時またはカード受取時のいずれかに申請者が本人が顔写真付きの本人確認書類などを持参し、役場(住民課住民係)または各出張所に来庁する必要がありますが、東日本大震災の影響により避難している方で来庁できない場合は、申請者本人が、避難先の市区町村のマイナンバー担当窓口に顔写真付きの本人確認書類などを持参して申請することができます。

なお、浪江町に避難先を登録していないと申請できません。また、申請事務を行っていない市区町村もあるので、必ず事前に避難先の市区町村に確認してください。

問 住民課住民係 Tel 0240(34)0230



放射線相談員だより

知っていますか？ワラビのあく抜きで放射性物質濃度が減ります

昨年、弘前大学が開催したあっぷるサロンで、「山菜のあく抜きに重曹を使うことで放射性物質濃度が低減される」ことを実験したので紹介します。

町内のある場所で採れたワラビの放射性物質濃度は113.3 Bq/kgでしたが、重曹を使ってあく抜きをした後は57.7 Bq/kgに低減しました。

●低減したのはなぜ？

重曹はワラビを柔らかくします。ワラビの細胞壁が壊れて、その状態で長時間水に浸したことによって、あくが抜けると共に放射性物質も溶出しやすくなるからです。参加者からは、「普段行っている方法で放射性物質濃度がこんなに低くなる(低減される)ことに驚いた」との感想がありました。山菜を下処理する際の参考にしてみてください。

弘前大学では皆さまの知りたいことを随時受け付けています。

問 弘前大学浪江町復興支援室(健康保険課内)
Tel 080(2813)0824



連絡先一覧

■浪江町役場本庁舎

〒979-1592
浪江町大字幾世橋字六反田7-2
TEL 0240(34)2111 FAX 0240(35)5352

■二本松出張所

〒964-0875
二本松市櫻木253-8
TEL 0243(62)0123 FAX 0243(22)0212

■福島出張所

〒960-8141
福島市渡利字舟場2-1
TEL 024(529)7451 FAX 024(529)7452

■いわき出張所

〒970-8025
いわき市平南白土一丁目5-12
TEL 0246(24)0020 FAX 0246(24)0026

■浪江町議会事務局

〒979-1592
浪江町大字幾世橋字六反田7-2
TEL 0240(34)0254 FAX 0240(34)0264

■浪江町教育委員会

〒979-1592
浪江町大字幾世橋字六反田7-2
TEL 0240(34)5710 FAX 0240(34)3659

■浪江町地域スポーツセンター

〒979-1521
浪江町大字権現堂字下馬洗田5-2
TEL 0240(34)3941 FAX 0240(35)5885

■浪江診療所

〒979-1513
浪江町大字幾世橋字六反田7-2
TEL 0240(23)6173 FAX 0240(34)2188

■仮設津島診療所

〒969-1404
二本松市油井字大窪118
TEL 0243(24)1431 FAX 0243(24)1438

■浪江町社会福祉協議会浪江事務所

〒979-1513
浪江町大字幾世橋字大添52-1
TEL 0240(34)4685 FAX 0240(35)5555

なみえプロモーション課通信

Vol.8

なみえプロモーション課の早水です。今回は、なみえプロモーション課の新しい取組を紹介します

1つ目は、「『浪江町』をテーマにしたラジオ番組」がスタートしたことです。

「ナミエノココチ」と題して、なみえの人や暮らしを通して、今の浪江町の「心地」を伝えるラジオ番組です。私たちが企画・収録・編集を手掛け、本宮市のコミュニティ放送局「FM mot.com」で放送します。

ここで、皆さんにお願いがあります。

各コーナーへの出演や情報提供に協力してくれる人を募集しています。ラジオ番組「ナミエノココチ」は、町民の皆さんと一緒に創り上げていきたいと考えていますので、お力添えのほどよろしくお願ひします。

2つ目は、なみえプロモーション課のブログが開設されたことです。

「note」というウェブサービスを利用して、私たちのこれまでの取組や進行中の企画に関する情報をお届けします！QRコードを読み取って、ぜひご覧ください。



「ナミエノココチ」
サポーター募集 !!

なみえインタビュー	町民インタビュー
浪江町の 過去・現在・未来 について 教えてください！	好きなことの魅力を 熱く語りましょう！ 譲れないこだわりでも 良いですよ～！
団体や事業の紹介	町民バーソナリティ
サークルの紹介や 事業のPRをして みませんか？	自分だけの オリジナルコーナーを 創りませんか？

匿名出演OK！ 情報提供のみOK！

そのほかのコーナーや応募方法などの情報は
コチラから→

問 なみえプロモーション課 TEL 070(1397)2972